

## 従業員が65歳になったら



65歳になると、介護保険第1号被保険者になります。

65歳になっても、引き続き雇用保険の被保険者です。

### ■ 介護保険第1号被保険者の保険料

介護保険の保険料は 65歳の誕生日の前日を含む月の給与支払分で徴収をやめます。

介護保険の保険料は、65歳以上の人(1号被保険者)は、所得に応じて市町村ごとに決められます。

介護保険の保険料の徴収方法は、65歳以上の人(1号被保険者)については、年金額が一定額以上(年額18万円以上)の人は、年金から引きさり、それ以外の人については、市町村が個別に徴収を行います。

介護保険の詳細については、従業員ご本人が各市町村にお尋ね下さい。

### ■ 雇用保険被保険者(高年齢継続被保険者)

雇用保険の失業給付はもらえません。ただし、下記の給付金が申請できます。

#### 高年齢求職者給付金

65歳以前から引き続き同一の事業所で雇用されていた労働者が失業したとき、一時金として一回かぎり、支給される。

被保険者期間が1年未満→(基本手当日額の)30日分

〃 1年以上→(基本手当日額の)50日分

### ■ 雇用保険被保険者(高年齢者保険料免除)

雇用保険料は、4月～翌年3月までに65歳になる方は、4月給与支払分から徴収をしません。

4月1日において満64才以上の労働者については、一般保険料のうち雇用保険に相当する保険料が免除されます。ただし、任意加入による高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は対象から除かれます。